

# IR法の法的な検討

講師 いとう てつや 弁護士 伊藤 哲哉氏  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

日時 平成30年11月5日（月）午後1時30分～午後4時30分

平成30年7月20日、特定複合観光施設区域整備法（IR法）が成立した。国内で3カ所を上限にIRが整備されることとされており、すでにいくつかの地方公共団体が積極的な態度を示している。

IR法はカジノを含むIRの設置や運営に関して細かな定めをおいている。IRを設置運営し、投資を行い、金銭を貸し付ける等するためには、IR法をきちんと理解し、様々な要件を満たしたストラクチャーが必要なる。

カジノ運営会社、投資家、レンダーその他の関係者がどのようなストラクチャーでIRに関与することができるのか、どのような留意点があるのかを、法的な観点から検討する。

## 1. IR法の概要

## 2. IR区域制度

- (1) 地域の指定・数
- (2) 事業者（設置運営事業者、施設共用事業者）の資格と選定
- (3) 選定プロセス

## 3. カジノ規制

- (1) カジノと賭博罪等
- (2) 主要株主規制
- (3) 各種義務
- (4) カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー
- (5) 貸付け、業務委託
- (6) 広告・宣伝、入場料・納付金

## 4. カジノ管理委員会

## 5. ストラクチャリング

- (1) 施設の建築、所有、運営の統括と分離
- (2) 投資・ファイナンス（デット、エクイティ）
- (3) 株主リスクへの取り組み

## 6. 弊害の除去

- (1) ギャンブル依存症
- (2) マネーローンダリング

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。



開催日

平成30年11月5日(月)  
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅

6番出口より徒歩1分

(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,100円

(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいた

だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は

その旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル

TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および経営調査研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行 本店 1642356 三井住友銀行 本店営業部 7397637

三菱UFJ信託銀行 本店 2818151 みずほ銀行 東京営業部 1427715

三井住友信託銀行 本店営業部 2993982 りそな銀行 東京営業部 1693669

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

IR法の法的な検討  
11/5

## 参加申込書

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
*セミナーコード 2085 (Law-302085)	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。